

デジタル広告に関する政府（経済産業省・総務省）の取組

経済産業省

総務省

取引の透明性及び公正性の確保 (← 情報処理の促進)

SNS等の適正な利用の促進・利用者（消費者）の利益の保護 (← 情報の電磁的流通の規律及び振興等)

観 点

- (参考) 経済産業省組織規則第32条第2項
- 情報経済課デジタル取引環境整備室
情報処理の促進に関する経済の発展に係る環境の整備に関する事務のうち取引の透明性及び公正性の確保に関する事務

- (参考) 総務省組織規則第45条第4項
- 情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通適正化推進室
情報の電磁的流通の適正な利用の促進及び安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務
- (参考) 総務省組織令第98条
- 総合通信基盤局 電気通信事業部 利用環境課
電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務

具体的施策

デジタルプラットフォーム取引透明化法の運用 (事業者間取引条件の開示、プラットフォーム事業者と広告主及び媒体社の相互理解の促進)

デジタル広告ガイダンスの啓発、デジタル広告モニタリング指針の運用、電気通信分野の個人情報保護GLの運用 (適正・効果的なデジタル広告配信の促進、利用者保護の促進)

- ・ 毎年度の大臣評価（「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」の開催等）
- ・ 必要な場合の勧告、措置命令、措置請求等

- ・ 「デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス」の啓発、「デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング指針」に基づくモニタリングの実施（「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 デジタル広告ワーキンググループ」の開催等）
- ・ 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」等に基づき、デジタル広告市場におけるパーソナル・データの取扱い状況等をフォロー（「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会 利用者情報に関するワーキンググループ」の開催等）

相互連携

- プラットフォーム事業者の負担を可能な限り軽減するため、プラットフォーム事業者からの報告内容等は（事業者からの同意を得た上で）両省で可能な限り共有するように努めている。
- 相談窓口等を通じて両省が収集している関連情報は可能な限り共有し、実態を踏まえた対応を行っている。